

## 三島市あかちゃんのへや事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、乳幼児及び保護者が外出しやすい環境のもと、安心して子育てができるまちづくりを推進するため、おむつ替え又は授乳をするため気軽に立ち寄れる施設を三島市あかちゃんのへや（以下「あかちゃんのへや」という。）として登録したうえ、これを市民に周知するあかちゃんのへや事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

### (利用者)

第2条 あかちゃんのへやを利用できる者は、乳児及び幼児を同伴し、外出中におむつ替え又は授乳が必要になった保護者等とする。

### (登録基準)

第3条 あかちゃんのへやとして登録できる施設は、次の各号のすべてに該当する市内の店舗又は公共施設とする。

(1) ア又はイのうち1つ以上に該当する区画や設備を備えた施設であること。

ア おむつ替えスペース 施設内に多目的トイレなどおむつ替えができる設備があること。または、ベビーベッド、ベビーシートその他おむつ替えに適した設備を備えた区画があり、申し出があればいつでも提供できること。

イ 授乳スペース 施設内に個室やパーティションなどで仕切られた区画があり、申し出があればいつでも提供できること。ただし、授乳している姿が他の人から見えない設備であること。

(2) 利用者に対して前号の区画や設備を無料で提供できること。

(3) 区画や設備は衛生的で、乳幼児の健康管理上適切であること。

(4) 不特定多数の者が利用することができ、利用者が安心して利用できる環境であること。

(5) 青少年の健全な育成を妨げる施設でないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設でないこと。

### (登録手続)

第4条 あかちゃんのへやとして登録を希望する施設の管理者は、市長に三島市あかちゃんのへや登録申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、当該施設が前条の規定に適合することを確認のうえ、あかちゃんのへやとして登録するものとする。

3 市長は、市が設置又は管理する施設について前条の規定に適合する場合は、前2項の規定にかかわらず、あかちゃんのへやとして登録するものとする。

### (登録事項の変更及び廃止)

第5条 前条の規定により登録された施設（以下「あかちゃんのへや登録施設」という。）の管理者は、登録事項を変更する場合及び登録を廃止する場合は、市長に三

島市あかちゃんのへや登録事項変更・廃止届（様式第2号）を提出するものとする。  
ただし、市が設置又は管理する施設の登録事項を変更又は登録を廃止する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、あかちゃんのへや登録施設が第3条に規定する登録基準に適合しないことが明らかな場合その他あかちゃんのへや登録施設として適切ではないと認める場合は、登録を取り消すことができる。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者は、自らの責任においてあかちゃんのへや登録施設を利用するものとし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) あかちゃんのへや登録施設やその設備を破損又は汚損しないこと。
- (2) 授乳やおむつ替え以外の目的に使用しないこと。
- (3) 紙おむつやごみなどは持ち帰ること。
- (4) あかちゃんのへや登録施設の指示に従って利用すること。

- 2 市は、利用者に対し、前項の事項について周知に努めるものとする。

（管理等）

第7条 あかちゃんのへや登録施設は、当該施設の管理者が自らの責任において管理するものとする。

- 2 あかちゃんのへや登録施設の管理者は、市が交付するステッカー又はポスター等を利用者の目につきやすい位置に掲示し、適切に管理しなければならない。
- 3 あかちゃんのへや登録施設の管理者は、利用者が気軽に利用できるよう、案内体制の整備などに努めるものとする。
- 4 あかちゃんのへや登録施設の管理者は、利用者が前条第1項の遵守事項に違反し、施設の管理運営上支障がある場合は、その利用を制限し、又は拒むことができる。

（広報等）

第8条 市は、あかちゃんのへや登録施設の位置、利用内容、利用できる時間帯等について、三島市子育て支援サイトによる情報提供その他の方法により市民に周知するものとする。

- 2 あかちゃんのへや登録施設は、当該施設の商品及び広告に赤ちゃんのへや登録施設であることを表示することができる。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。